

札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例取扱要領（平成12年8月28日 局長決裁）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第2条まで（略）</p> <p>（標識設置の届出等）</p> <p>第3条 施行規則第4条第2号に掲げる<u>条例第9条第2項の届出に添付しなければならない図書のうち、周辺住民に係る部分</u>については、市販の住宅地図等に中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が当該建築物の高さの2倍に相当する距離の範囲が明示されているものを用いることができる。</p>	<p>第1条から第2条まで（現行のとおり）</p> <p>（標識設置の届出等）</p> <p>第3条 施行規則第4条第1号に掲げる<u>図書のうち、各階平面図には、屋上平面図又は屋根伏図を添付するものとする。</u></p> <p>2 施行規則第4条第2号に掲げる図書のうち、周辺住民に係る部分については、市販の住宅地図等に中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が当該建築物の高さの2倍に相当する距離の範囲が明示されているものを用いることができる。</p> <p>3 <u>条例第9条第2項の規定による届出は、標識を設置した日の翌日から起算して7日を経過する日までに行わなければならない。ただし、当該経過する日が札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に定める本市の休日である場合は、その翌日をもって当該経過する日とする。</u></p>	<p>屋上平面図又は屋根伏図の添付を規定</p> <p>項の繰下げ 現行の下線部不要につき削除</p> <p>速やかな届出を確保するため条例第9条第2項の「速やかに」を「7日以内」とする規定を追加</p>
<p>第4条（略）</p> <p>（計画の説明等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第10条第1項のやむを得ないと認められる場合とは、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1）個別訪問を<u>3回以上</u>しても不在で会うことができず、説</p>	<p>第4条（現行のとおり）</p> <p>（計画の説明等）</p> <p>第5条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例第10条第1項のやむを得ないと認められる場合とは、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1）<u>不在のため個別訪問で会うことができず、かつ、説明図</u></p>	<p>3回以上訪問を1回訪</p>

<p>明図書及び訪問通知を投函したが、連絡がない場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同住宅等で、当該建物への影響が極めて小さく、所有者または管理組合から説明不要の申出が<u>あったことにより、説明図書の配布等をした場合(ただし、市との事前相談が必要)</u></p> <p>(6) 所有者等が遠方の場合等で、説明図書等を送付した後、<u>直接の連絡がとれないために、電話等での補足説明ができなかった場合</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>書及び訪問通知を投函した<u>日から7日以上経過したにもかかわらずなお連絡がない場合</u></p> <p>(2)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 共同住宅等で当該建築物への影響が極めて小さく、所有者又は管理組合から説明不要の申出が<u>あったため、本市と事前協議を行った上で、説明図書の配布等をした場合</u></p> <p>(6) 所有者等が遠方の場合等で、説明図書等を送付した<u>日から7日を経過してなお連絡がとれない場合</u></p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>附 則 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱要領の施行日は、平成25年5月1日からとする。</p> <p>2 この取扱要領による改正後の第3条第1項、第3項、第5条第3項第1号、第5号及び第6号の規定は、平成25年5月1日以降に条例第9条第1項に規定する標識の設置をする中高層建築物の建築について適用する。</p>	<p>問後7日以上経過に変更</p> <p>括弧内のただし書きを文中に挿入</p> <p>遠方への送付後の経過日数(7日以上)を規定</p> <p>施行日の追加</p>
---	--	--